

いなべ市犯罪被害者等支援施策集

令和8年9月
いなべ市

いなべ市犯罪被害者等支援条例について

1 条例の背景

犯罪被害にあわれた方やその家族あるいは遺族が再び平穏な生活を取り戻すためには犯罪被害者等がおかれた状況を市民の皆さん一人ひとりが正しく理解し、社会全体で支えることが大変重要です。犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組の推進と犯罪被害者等を支える社会の形成を図ることにより、市民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現をめざし、いなべ市犯罪被害者等支援条例を制定しました。

三重県、いなべ警察署、地方公共団体、民間支援団体等と連携・協力し、犯罪被害者等の支援と広報啓発についての取組を推進していきます。

2 犯罪被害者等支援の概要

(1) 基本理念

犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の尊厳を尊重し、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、協力して推進されなければなりません。

(2) 市、市民、事業者の責務

基本理念にのっとり、市は必要な施策を総合的に行い、市民は、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解し、市及び関係機関等が実施する施策に協力し、事業者は、犯罪被害者等の就労の支援及び勤務に十分配慮するよう努めなければなりません。

(3) 基本的事項

- ア 犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報を提供し、助言します。
- イ 精神的被害から早期に回復することができるよう必要な施策を実施します。
- ウ 学校と連携し、犯罪被害者等の人権及び生命の尊重するための教育活動を実施します。
- エ 民間支援団体に対して情報提供、助言その他の必要な施策を実施します。
- オ 市民及び事業者の理解を深めるために広報及び啓発活動を行います。
- カ 犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援を担う人材育成を行います。

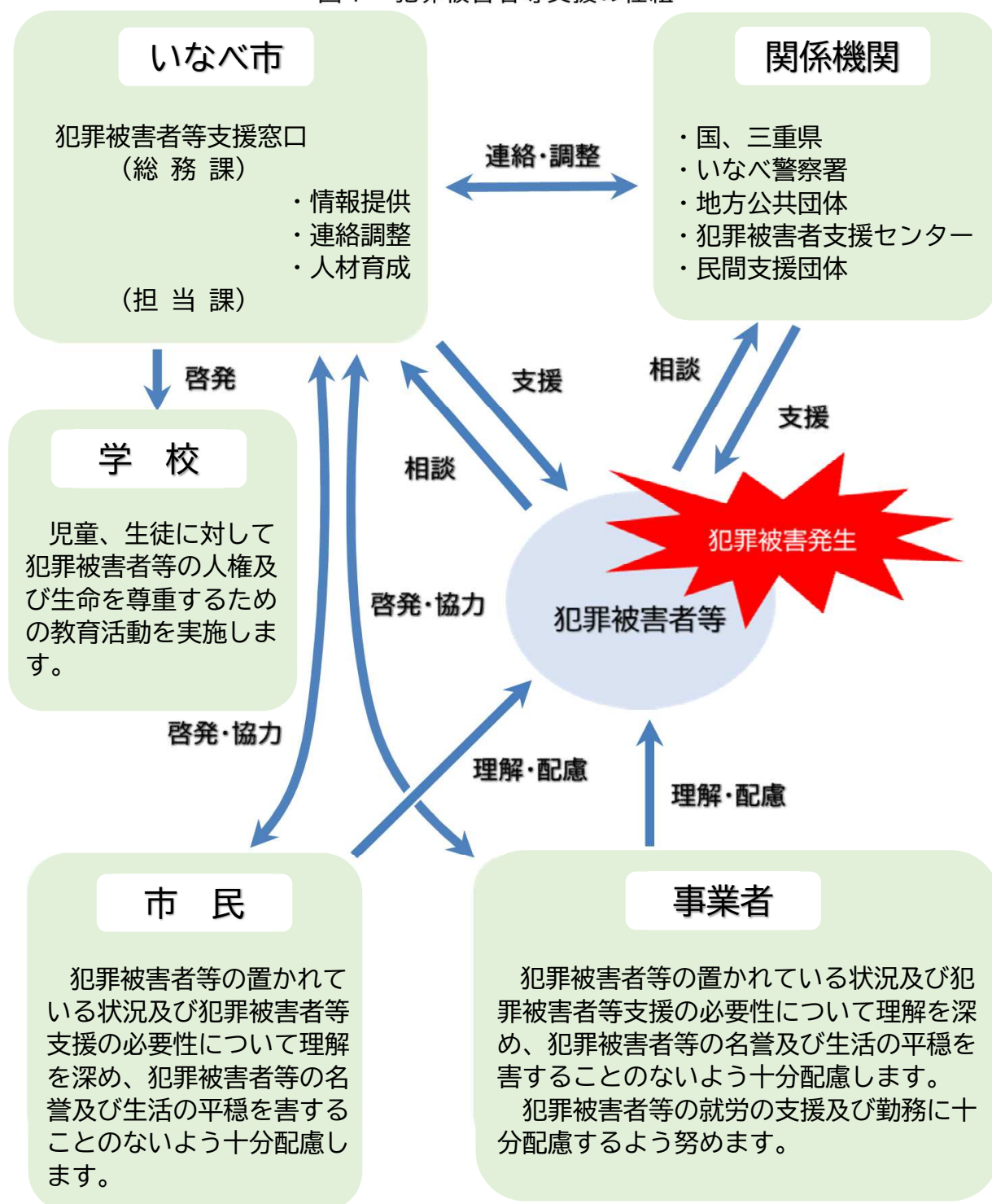
3 用語の説明

この施策集で使われている用語の意味は下記のとおりです。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為のことです。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族のことです。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等に対する支援のことです。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行う民間の団体のことです。
- (5) 関係機関等 国、三重県、その他の地方公共団体及びその他の犯罪被害者等支援に関係する者のことです。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗(ひぼう)中傷、報道機関等による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調等の被害のことです。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることです。
- (8) 事業者 犯罪被害者等を雇用している市内で事業活動を行う個人及び法人、その他の団体のことです。

4 犯罪被害者等支援の仕組

図1 犯罪被害者等支援の仕組



※従来から行われている各種相談・支援業務は、今までどおり各担当課にて対応しますが、相談先が不明な場合は総務課にて案内します。

いなべ市犯罪被害者等支援施策窓口一覧（目次）

支援内容		相談窓口		電話番号	ページ数
全般	相談・総合的対応窓口	総務課	1 階	0594-86-7745	1
遺族	斎場予約・使用	環境政策課	1 階	0594-86-7812	2
障害が残った被害者	特別障害者手当	障がい福祉課	1 階	0594-86-7816	3
	身体障害者手帳の交付	障がい福祉課	1 階	0594-86-7816	4
	特別児童扶養手当	障がい福祉課	1 階	0594-86-7816	5
	障害児福祉手当	障がい福祉課	1 階	0594-86-7816	6
	障がい者医療費制度	保険年金課	1 階	0594-86-7811	7
ST/DV	住民基本台帳の閲覧制限	市民課	1 階	0594-86-7810	8
	母子生活支援施設への入所	家庭児童相談室	1 階	0594-86-7822	9
精神	精神障害者保健福祉手帳の交付	障がい福祉課	1 階	0594-86-7816	10
	精神通院医療（自立支援医療制度）	障がい福祉課	1 階	0594-86-7816	11
ひとり親家庭等の支援	ひとり親家庭等医療費制度	保険年金課	1 階	0594-86-7811	12
	母子父子寡婦福祉貸金貸付申請受付	こども政策課	1 階	0594-86-7821	13
	母子父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業	こども政策課	1 階	0594-86-7821	14
	母子父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	こども政策課	1 階	0594-86-7821	15
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	こども政策課	1 階	0594-86-7821	16
	児童扶養手当	こども政策課	1 階	0594-86-7821	17
	ひとり親家庭等児童入学卒業支度金	こども政策課	1 階	0594-86-7821	18
子育て支援・児童虐待	家庭児童相談事業	家庭児童相談室	1 階	0594-86-7822	19
	児童手当	こども政策課	1 階	0594-86-7821	20
	一時預かり事業	保育課	1 階	0594-86-7823	21
	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	こども政策課	1 階	0594-86-7821	22
	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	家庭児童相談室	1 階	0594-86-7822	23
	子育て支援センター	母子保健課	1 階	0594-86-7770	24
	ファミリーサポートセンター事業	こども政策課	1 階	0594-86-7821	25
	児童生徒就学援助費	学校教育課	2 階	0594-86-7844	26
	奨学金	学校教育課	2 階	0594-86-7844	27
	不登校支援	学校教育課	2 階	0594-86-7844	28
	公立小・中学校転校手続き	学校教育課	2 階	0594-86-7844	29
相談	行政相談	総務課	1 階	0594-86-7745	30
	納税の猶予・納税相談	納税課	1 階	0594-86-7793	31
	介護保険料の納付相談	介護保険課	1 階	0594-86-7820	32
	人権相談	人権福祉課	1 階	0594-86-7815	33
	女性相談	家庭児童相談室	1 階	0594-86-7822	34
	消費生活相談	商工観光課	2 階	0594-86-7833	35
	労働相談	三重県労働相談室		059-213-8290	36

支援内容		相談窓口		電話番号	ページ数
相談	教育相談（学校相談）	学校教育課	2 階	0594-86-7844	37
	発達相談	発達支援課	1 階	0594-86-7825	38
	健康相談	健康推進課	1 階	0594-86-7824	39
	こころの相談	三重県こころの健康センター		0120-01-7823	40
介護・保護	高齢者・介護に関する相談	いなべ市地域包括支援センター	1 階	0594-86-7818	41
	成年後見制度利用支援事業	長寿福祉課	1 階	0594-86-7819	42
	生活保護制度	生活支援課	1 階	0594-86-7730	43
	生活困窮者自立支援事業	いなべ市くらしサポートセンター緑	1 階	0594-86-7817	44
	高齢者虐待防止事業	長寿福祉課	1 階	0594-86-7819	45
住宅	公営住宅への優先入居（優遇措置）	住宅課	2 階	0594-86-7809	46
	空き家の紹介	住宅課	2 階	0594-86-7809	47

【事業名】		
相談・総合的対応窓口		
【実施主体】 いなべ市	住 所	三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地
	担当部署等の名	総務課
	電 話	0594-86-7745
【市の関係課等】		
【市の関与】		
☒ 市が実施 ☐ 補助 ☐ 委託 ☐ なし ☐ その他()		
【事業の内容】		
【概要】 被害にあわれた方々からのあらゆる相談・問合せに対応して、市庁内関係部局や県、他市町、警察、その他関係機関や団体に関する情報提供・橋渡しを行うなど、総合的な対応を行います。		
【相談等受付時間】 月曜日～金曜日 来庁 午前8時40分～午後4時30分(祝日、年末年始を除く) 電話 午前8時30分～午後5時15分(祝日、年末年始を除く)		
【相談方法】 来 庁 いなべ市北勢町阿下喜31番地 いなべ市役所1階 総務課 電 話 0594-86-7745		
【問い合わせ】 総務部 総務課 電話 0594-86-7745		

【事業名】

斎場予約・使用

【実施主体】

いなべ市

住 所

三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地

担当部署等の名

環境政策課

電 話

0594-86-7812

【市の関係課等】

【市の関与】

市が実施

補助

委託

なし

その他(

)

【事業の内容】

【北勢斎場予約】

北勢斎場予約受付【電話 0594-74-4249】で受付しています。
火葬希望日の前日午後3時までに電話で予約してください。

斎場利用時間
午前9時30分
午前11時30分
午後0時15分
午後2時30分

【斎場使用料】

	区分	単位	使用料	
			市内	市外
火葬炉	大人(12歳以上)	1体	20,000円	70,000円
	小人(12歳未満)	1体	10,000円	56,000円
	死産児	1体	3,000円	42,000円
	人体の一部	1件	3,000円	14,000円

※使用料の市内とは、使用者または当該死亡者のどちらかが市内に住所を有する場合は。

【使用手続き】

- (1)いなべ市北勢斎場の使用予約を行ってから、死体火葬許可証を持参して、環境政策課またはいなべ市役所宿日直で斎場使用許可証の交付を受けてください。(使用料は、その際に納めていただきます。)
- (2)火葬日の前日午後5時までに「死体火葬許可証」及び「斎場使用許可証」をいなべ市北勢斎場に持参し、打ち合わせを行ってください。
※いなべ市北勢斎場の受付時間は午前8時30分から午後5時00分までです。

【問い合わせ】

環境部 環境政策課 電話 0594-86-7812

【事業名】

身体障害者手帳の交付

【実施主体】

いなべ市

住 所

三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地

担当部署等の名

障がい福祉課

電 話

0594-86-7816

【市の関係課等】

【市の関与】

市が実施

補助

委託

なし

その他(

)

【事業の内容】

都道府県より指定を受けた医師が身体障害者程度等級表に基づき診断、県が決定し交付します。

【手帳の対象となる障がい】

- ・視覚障がい
- ・聴覚、平衡機能の障がい
- ・音声機能、言語機能、そしゃく機能の障がい
- ・肢体不自由
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫機能、肝臓機能の障がい

【身体障害者程度等級】

障がい程度は、1級～6級に区分されています。

【申請に必要なもの】

- ・身体障害者手帳交付申請書
- ・指定医の診断書・意見書
- ・本人の顔写真(たて4cm×よこ3cm)を1枚
- ・マイナンバーが確認できる書類及び本人確認書類

※手帳交付後に次の事項が生じたときは、必ず手続きをしてください。

事 項	手続きに必要なもの				
	申請書 (届出書)	手 帳	診断書	写真1枚	マイナンバー カードなど
①住所の変更	○	○			○
②氏名・保護者の変更	○	○			○
③手帳の紛失・破損	○	△		○	○
④障がい程度の変更、 障がいの追加	○	○	○	○	○
⑤死亡及び障がいの消失	○	○			○

申請書(届出書)は、内容によって様式が変わります。

【問い合わせ】

福祉部 障がい福祉課 電話 0594-86-7816

【事業名】

障がい者医療費制度

【実施主体】

いなべ市

住 所

三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地

担当部署等の名

保険年金課

電 話

0594-86-7811

【市の関係課等】

【市の関与】

市が実施

補助

委託

なし

その他(

)

【事業の内容】

【対象者】

- ・1～4級の身体障害者手帳をお持ちの方
 - ・判定機関で、知的障がい者と判定された方のうち知能指数50以下の方
 - ・A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)の療育手帳をお持ちの方
 - ・1、2級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ※この制度には所得制限があります。

【助成の対象】

医療機関等で保険適用の診療を受けた際の自己負担額(保険適用分のみ)

※入院時の食事代、部屋代、おむつ代など保険適用外分は含まれません。

【申請に必要なもの】

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・対象者の加入している医療保険がわかるもの
(マイナ保険証とマイナンバーカードの暗証番号、資格確認書、資格情報のお知らせなど)
- ・口座番号のわかるもの(通帳、キャッシュカードなど)
- ・マイナンバーが確認できる書類および本人確認書類(その年の1月2日以降にいなべ市に転入された方のみ)

【助成額】

助成率の一覧

障害者手帳の種類	等級	助成対象	助成額
身体障害者手帳	1級・2級・3級・4級	入院および外来	全額
療育手帳	A(最重度・重度)・B1(中度) 判定機関で知的障害者と判定された方のうち、 知能指数が50以下と判定された方	入院および外来	全額
精神障害者保健福祉手帳	1級	外来のみ	全額
精神障害者保健福祉手帳	2級	外来のみ	1/2

【問合せ】

市民部 保険年金課 電話 0594-86-7811

【事業名】		
住民基本台帳の閲覧制限		
【実施主体】 いなべ市	住 所	三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地
	担当部署等の名	市民課
	電 話	0594-86-7810
【市の関係課等】		
【市の関与】		
市が実施 補助 委託 なし その他()		
【事業の内容】 配偶者からの暴力(DV)、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害を市区町村に申し出た方のうち、市区町村が支援の必要性を確認した方については、申出の相手となる方(以下「相手方」といいます。)からの「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票(除票を含む)の写し等の交付」、「戸籍の附票(除票を含む)の写しの交付」の請求・申出があっても、これを制限(拒否)する措置(住民基本台帳事務におけるDV等支援措置(以下「DV等支援措置」といいます。))が講じられます。 【DV等支援措置の目的】 DV等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が認められた方(以下「支援措置対象者」といいます。)を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧(住民基本台帳法(以下「法」といいます。)第11条、第11条の2)、住民票の写し等の交付(法第12条、法第12条の2、法第12条の3)及び戸籍の附票の写しの交付(法第20条)について、不当な目的により利用されることを防止します。 【DV等支援措置の申出者】 住民基本台帳に記録されている方又は戸籍の附票に記録されている方で、次に掲げる方は住民票のある市区町村や戸籍の附票のある市区町村にDV等支援措置を申し出ることができます。 (1) 配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身に被害を受けるおそれがある方 (2) ストーカー規制法第6条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされるおそれがある方 (3) 児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがある方又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがある方 (4) その他(1)から(3)までに掲げる方に準ずる方 なお、申出者と同一の住所を有する方についても、申出者と併せてDV等支援措置を実施することを求めることができます。 【DV等支援措置の申出の方法、支援の必要性の確認、期間】 原則として、はじめに警察、家庭児童相談室、児童相談所等の相談機関に対し、DV等の被害の相談を行ってください。その後、住民票のある市区町村や戸籍の附票のある市区町村に「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を提出することにより、DV等支援措置を求める旨の申出を行ってください。 申出を受け付けた市区町村は、支援の必要性について相談機関の意見を聴き、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることにより確認します。支援の必要性を確認した場合、その結果を申出者に連絡します。 DV等支援措置の期間は、確認の結果を申出者に連絡した日から起算して1年です。 また、期間終了の1か月前から延長の申出を受け付けており、延長後のDV等支援措置の期間は、延長前のDV等支援措置の期間の終了日の翌日から起算して1年です。 【問い合わせ】 市民部 市民課 電話 0594-86-7810		

【事業名】																																																																																																		
精神障害者保険福祉手帳の交付																																																																																																		
【実施主体】 いなべ市	住 所	三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地																																																																																																
	担当部署等の名	障がい福祉課																																																																																																
	電 話	0594-86-7816																																																																																																
【市の関係課等】																																																																																																		
【市の関与】																																																																																																		
市が実施 補助 委託 なし その他()																																																																																																		
【事業の内容】 精神に障がいのある人が社会復帰・自立・社会参加を図るため、各種福祉サービスを受け易くするために県が手帳を交付します。 【手帳交付の条件】 精神障がい有する者のうち、精神障がいのため長期にわたり、日常生活または社会生活への制約がある人。 【障がい程度】 1級～3級 【有効期限】 手帳の有効期限は、2年間です。有効期限の3か月前から更新申請ができます。																																																																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"> 手続に必要なもの 事 項 </th> <th style="width: 5%;">申請書</th> <th style="width: 10%;">記載事項変更届・再発行申請書</th> <th style="width: 5%;">返還届</th> <th style="width: 10%;"> または 診断書(手帳用) </th> <th style="width: 10%;"> 年金証書等の写し+同意書(年金事務所等照会用) </th> <th style="width: 10%;"> 写真(縦4cm×横3cm)脱帽1年以内撮影 </th> <th style="width: 10%;"> 現在の手帳 </th> <th style="width: 10%;"> マイナンバー確認書類と本人確認書類 </th> <th style="width: 10%;"> 期限合わせ申請書 </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規申請</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>※1</td> <td>※2</td> <td>※3</td> <td></td> <td>○</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>更新申請</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>※1</td> <td>※2</td> <td>※3</td> <td></td> <td>○</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>障害等級変更申請</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>※1</td> <td>※2</td> <td>※3</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>写真無から写真有へ変更</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県外から転入</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※3</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名の変更、市内転居 県内他市町から転入</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再発行(破損、汚損、紛失他)</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※3</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>返還</td> <td></td> <td></td> <td>※6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									手続に必要なもの 事 項	申請書	記載事項変更届・再発行申請書	返還届	または 診断書(手帳用)	年金証書等の写し+同意書(年金事務所等照会用)	写真(縦4cm×横3cm)脱帽1年以内撮影	現在の手帳	マイナンバー確認書類と本人確認書類	期限合わせ申請書	新規申請	○			※1	※2	※3		○	※4	更新申請	○			※1	※2	※3		○	※5	障害等級変更申請	○			※1	※2	※3		○		写真無から写真有へ変更		○				○		○		県外から転入	○	○				※3	○	○		氏名の変更、市内転居 県内他市町から転入		○					○	○		再発行(破損、汚損、紛失他)		○				※3		○		返還			※6				○	○	
手続に必要なもの 事 項	申請書	記載事項変更届・再発行申請書	返還届	または 診断書(手帳用)	年金証書等の写し+同意書(年金事務所等照会用)	写真(縦4cm×横3cm)脱帽1年以内撮影	現在の手帳	マイナンバー確認書類と本人確認書類	期限合わせ申請書																																																																																									
新規申請	○			※1	※2	※3		○	※4																																																																																									
更新申請	○			※1	※2	※3		○	※5																																																																																									
障害等級変更申請	○			※1	※2	※3		○																																																																																										
写真無から写真有へ変更		○				○		○																																																																																										
県外から転入	○	○				※3	○	○																																																																																										
氏名の変更、市内転居 県内他市町から転入		○					○	○																																																																																										
再発行(破損、汚損、紛失他)		○				※3		○																																																																																										
返還			※6				○	○																																																																																										
※1 新規申請の場合、初診日から6か月以上経過した時点で作成されたもの。市受付前3か月以内のもの。 ※2 年金証書(精神障がいのもの)、年金払込通知書、年金支払通知書、特別障害者給付金受給資格証のいずれかの写し(住所、氏名、年金番号が確認できるもの。) ※3 希望しない方は写真無可。その場合、一部サービスを受けられないことがあります。 ※4 診断書添付での手帳申請に限ります。条件:手帳申請日の翌日以降も有効期限がある自立支援医療受給者証(精神通院医療)を所持していること。手帳申請日翌日以降の同受給者証の有効期限を短縮し、同時に自立支援医療更新申請(手帳用診断書(写)を添付)をすることによって期限を合わせます。 ※5 診断書添付での手帳申請で、自立支援医療受給者証(精神通院医療)の有効期限3か月前から期限後1か月以内の申請に限ります。条件:手帳有効期限以降も有効期限がある同受給者証を所持していること。手帳有効期限以降の同受給者証の有効期限を短縮し、同時に自立支援医療更新申請(手帳用診断書(写)を添付)をすることによって期限を合わせます。 ※6 更新・変更した手帳受取後の、古い手帳を返却する際は不要です。 【問い合わせ】 福祉部 障がい福祉課 電話 0594-86-7816																																																																																																		

【事業名】		
精神通院医療(自立支援医療制度)		
【実施主体】 いなべ市	住 所	三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地
	担当部署等の名	障がい福祉課
	電 話	0594-86-7816
【市の関係課等】		
【市の関与】		
市が実施 補助 委託 なし その他()		
【事業の内容】 精神による疾患で、通院医療が継続的に必要な方の医療費(薬剤費も含みます)の自己負担分を公費で負担する制度です。この制度を利用すると自己負担分は原則1割となります。 ・有効期限は最長1年間で1年ごとに更新手続きが必要です。更新(再認定申請)の手続きは有効期限が終了する3か月前から行うことができます。 ・受給者証の「指定医療機関名」欄に記載されていない病院、薬局及び訪問看護事業所等では、自立支援医療制度は受けられません。 【対象者・範囲】 この制度は、統合失調症等の精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方が対象となります。 対象となる医療の範囲は、精神疾患及び精神疾患に起因して生じた病態に対する通院による医療(投薬も含む)とされており、医療保健の適用になるものに限りします。 【申請から交付まで】 ・申請窓口は、いなべ市福祉部障がい福祉課です。 ・申請後、三重県の審査を経て自立支援医療(精神通院)受給者証が交付されます。交付された受給者証は、市から申請者あてに郵送します。 ・申請時に申請書の写しをお渡ししますので、受給者証が交付されるまで保管してください。また、必要に応じて医療機関へご提示ください。 ・受給者証の交付には、申請よりおおよそ2～3か月かかります。三重県の審査・決定の過程でさらに時間がかかる場合もありますのでご了承ください。 【問い合わせ】 福祉部 障がい福祉課 電話 0594-86-7816		

【事業名】		
母子父子家庭自立支援教育訓練給付金事業		
【実施主体】 いなべ市	住 所	三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地
	担当部署等の名	こども政策課
	電 話	0594-86-7821
【市の関係課等】		
【市の関与】		
市が実施 補助 委託 なし その他()		
【事業の内容】 ひとり親家庭の母または父に対して、適職に就くために必要な技術や資格を取得するために、指定する教育訓練講座(雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など)を受講した場合、講座終了後に受講に要した費用の60%相当額を給付します。申請には事前相談が必要です。 【対象講座】 ・雇用保険制度の「一般教育訓練」「特定一般教育訓練」の指定講座 ・雇用保険制度の「専門実践教育訓練」の指定講座 ※対象講座は厚生労働省のHP で確認できます。(「教育訓練給付システム」で検索) 例: 看護師、介護福祉士、美容師、保育士、調理師、歯科衛生士、社会福祉士等 【支給額】 対象講座の受講料の60% ただし、その額が200,000 円を超える場合は200,000 円とし、12,000 円以下の場合は支給されません。雇用保険法に基づく教育訓練給付の受給資格があるものは本給付金との差額支給となります。 【対象者】 市内にお住まいの20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母または父で、次の①から③のすべてを満たす方。 ① 所得(就労等による所得の額+養育費の80%)が児童扶養手当の所得制限限度未満の方 ※所得から差し引ける諸控除は児童扶養手当と同じです。 ② 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方。 ③ 適職に就くために受講が必要と認められる方。 【問い合わせ】 健康こども部 こども政策課 電話 0594-86-7821		

【事業名】

児童扶養手当

【実施主体】

いなべ市

住 所

三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地

担当部署等の名

こども政策課

電 話

0594-86-7821

【市の関係課等】

【市の関与】

市が実施

補助

委託

なし

その他(

)

【事業の内容】

父または母のいない家庭や父または母が一定の障がいの状態にある家庭で、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童を監護している父母、または父母にかわって養育している人に対して児童扶養手当を支給します。ただし、受給資格要件に所得制限などがあります。

【支給額／支給月】

区分	第1子(月額)	第2子以降(月額)
全部支給	支給額についてはいなべ市ホームページをご確認ください。	
一部支給		
支給時期	原則として、奇数月の11日に、それぞれの前月分までの手当を支給します。 例：11月の支給日には9～10月分の手当を支給します。	
必要書類	☐ 認定請求書・各調書等 ☐ 請求者と対象児童の戸籍謄本(外国籍の方は在留カード等) ☐ 請求者名義の振込口座が確認できるもの ☐ 印鑑 ☐ マイナンバーが確認出来る書類及び本人確認書類 ※マイナンバーの記載は、請求者及び配偶者、扶養義務者、児童に対し必要となります。 ※他にも書類が必要な場合がありますので、事前にお問合せください。	

【問い合わせ】

健康こども部 こども政策課 電話 0594-86-7821

【事業名】

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【実施主体】

各放課後児童クラブ
運営委員会

住 所

三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地

担当部署等の名

こども政策課

電 話

0594-86-7821

【市の関係課等】

こども政策課

【市の関与】

市が実施

補助

委託

なし

その他（

）

【事業の内容】

保護者が昼間、労働などにより家庭にいられない場合に、児童の保護・健全育成を目的に設立・運営をしています。

保護者や地域の方等からなる運営委員会が運営し、平日の授業終了後や土曜日、春、夏、冬休みの平日に施設等を利用して、適切な遊び場や、生活の場を提供しています。利用時間や料金、対象児童等の詳細については、直接、下記クラブにお問い合わせください。

施設名	住所	連絡先
はっぴーきっず	北勢町垣内480番地1（治田小学校北）	0594-72-6400
なかよしハッピーきっず	北勢町其原95番地6（旧山郷保育所）	0594-72-5444
さくらんぼ	大安町平塚1203番地2（三里小学校南）	0594-78-3050
smile	大安町門前510番地12（笠間小学校となり）	070-5252-3016
スプリング	員弁町楚原644番地19（旧員弁中保育園）	0594-74-5559
サクラ	員弁町楚原644番地19（旧員弁中保育園）	0594-74-6565
いしぐれっこ	大安町石樽南3467番地（石樽小学校となり）	080-4211-6329
すきっぷきっず	北勢町阿下喜2542番地6（阿下喜小学校運動場南）	0594-87-7305
おおざくら	大安町丹生川上650番地1（丹生川上教育集会所）	0594-37-5337
真名	藤原町市場494番地2（旧藤原社会福祉センター内）	090-7314-9963
学童石樽	大安町石樽南3467番地（石樽小学校となり）	090-6581-1493
とやしろっこ	北勢町畑毛634番地（旧十社幼稚園）	070-1674-0336

【相談等受付時間】

月曜日～金曜日 電話 午前8時30分～午後5時15分（※祝日、年末年始を除く）
来庁 午前8時40分～午後4時30分（※祝日、年末年始を除く）

【相談等方法】

電 話 0594-86-7821

来 庁 いなべ市北勢町阿下喜31番地 いなべ市役所1階 こども政策課

【問い合わせ】

健康こども部 こども政策課 電話 0594-86-7821

【事業名】 短期入所生活援助(ショートステイ)事業		
【実施主体】 いなべ市	住 所 担当部署等の名 電 話	三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地 家庭児童相談室 0594-86-7822
【市の関係課等】		
【市の関与】 市が実施 補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】 ショートステイとは、保護者が疾病、育児疲れ、出産や事故または冠婚葬祭時など、家庭において児童(18歳未満)を養育することが困難となった場合に、その児童を児童養護施設へ短期間預けることができます。施設の空き状況や受入れ状況によっては、利用できない場合があります。		
【利用施設】 児童養護施設(近隣では、桑名市、四日市市)		
【手続き】 事前に利用申込書を提出		
【利用期間】 7日以内		
【利用負担金】 世帯の課税状況により利用負担金が必要となります。		
【問い合わせ】 健康こども部 家庭児童相談室 電話 0594-86-7822		

【事業名】 子育て支援センター		
【実施主体】 いなべ市社会福祉協議会	住 所 担当部署等の名 電 話	三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地 母子保健課 0594-86-7770
【市の関係課等】 母子保健課		
【市の関与】 市が実施 補助 委託 なし その他()		
【事業の内容】 子育て支援センターは、就園前のお子さんと保護者が気軽に遊べ、交流できる場所です。保育士がいて、子育てについての相談ができたり、情報提供を行うなど、子育て家庭を応援しています。 また、ふれあい遊びや絵本の読み聞かせなど、いろいろな行事・イベントを計画しています。市内には以下の5つの子育て支援センターがありますので、気軽に遊びに来てください。		
【来館に際してのお願い】 利用対象者は、いなべ市在住、またはいなべ市に保護者の実家がある就園前のお子さんとその保護者です。 発熱などの風邪の症状がある場合や、体調がすぐれない場合は、来館をお控えください。換気のため、窓を開放する場合がありますので、寒暖の調整ができる服装でお願いします。		
施設名	住所	連絡先
すこやかランド	北勢町其原818番地(山郷こども園内)	0594-72-8488
なかよしひろば	員弁町石仏1868番地1(員弁西こども園内)	0594-74-5829
遊・友・YOU チャイルド	大安町門前531番地1(笠間こども園隣)	0594-77-2657
はっぴい・はあと	大安町石樽南335番地(石樽こども園敷地内)	0594-78-0246
つくしんぼ	藤原町川合770番地(ふじわらこども園内)	0594-46-8733
※開館時間等は市ホームページをご確認ください。		
【相談等受付時間】 電話相談／月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分(※祝日、年末年始を除く) 面接相談／初回は電話予約が必要です。		
【問い合わせ】 健康こども部 母子保健課 電話 0594-86-7770		

【事業名】		
ファミリーサポートセンター事業		
【実施主体】 いなべ市	住 所	三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地
	担当部署等の名	こども政策課
	電 話	0594-86-7821
【市の関係課等】		
【市の関与】		
市が実施 補助 <u>委託</u> なし その他()		
【事業の内容】 子育てを助けて欲しい人の要望に応じて、子育てのお手伝いができる人を紹介し、相互の信頼と合意のうえで、一時的にお子さんを預かる会員組織です。 お子さんをお預かりするのは原則として、預かっていただく人(提供会員)のお宅です。制度を利用したい人は、まず会員登録をしてください。		
【支援できる内容】 ・保育園等や放課後児童クラブ、習い事などへの送迎。 ・保護者の急用や病気の時などのこどもの預かり。 ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の時の子どもの預かり。 ・買い物など外出時のこどもの預かりなど。 ・保護者がリフレッシュしたい時のこどもの預かりなど。		
【相談等受付時間】 月曜日～金曜日 午前9時00分～午後4時30分(※祝日、年末年始を除く)		
【問い合わせ】 いなべファミリー・サポート・センター 電話 0594-72-8002 いなべ市北勢町阿下喜31番地 保健センター棟2階 こどもぱれっと		

【事業名】 児童生徒就学援助費																		
【実施主体】 いなべ市	住 所 担当部署等の名 電 話	三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地 学校教育課 0594-86-7844																
【市の関係課等】																		
【市の関与】 市が実施 補助 委託 なし その他()																		
【事業の内容】 経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校でかかる費用の一部を援助しています。																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 25%;"></th> <th style="width: 35%; text-align: center;">小学生</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">中学生</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学用品費 校外活動費等</td> <td colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 詳しい金額についてはお問い合わせください。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新入学学用品費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">修学旅行費</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">実 費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対 象 者</td> <td colspan="2"> いなべ市に居住し、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者。(生活保護世帯または、それに準ずる程度に困窮している場合。震災、火災その他災害による被災、失業、倒産等による著しい収入の減少など。) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">申 請 先</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">在学している学校</td> </tr> </table>				小学生	中学生	学用品費 校外活動費等	詳しい金額についてはお問い合わせください。		新入学学用品費	修学旅行費	実 費		対 象 者	いなべ市に居住し、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者。(生活保護世帯または、それに準ずる程度に困窮している場合。震災、火災その他災害による被災、失業、倒産等による著しい収入の減少など。)		申 請 先	在学している学校	
	小学生	中学生																
学用品費 校外活動費等	詳しい金額についてはお問い合わせください。																	
新入学学用品費																		
修学旅行費	実 費																	
対 象 者	いなべ市に居住し、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者。(生活保護世帯または、それに準ずる程度に困窮している場合。震災、火災その他災害による被災、失業、倒産等による著しい収入の減少など。)																	
申 請 先	在学している学校																	
【問い合わせ】 教育委員会 学校教育課 電話 0594-86-7844																		

【事業名】 不登校支援		
【実施主体】 いなべ市	住 所 担当部署等の名 電 話	三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地 学校教育課 0594-86-7844
【市の関係課等】		
【市の関与】 市が実施 補助 委託 なし その他 (東員町と共同運営)		
【事業の内容】 【いなべ・東員教育支援センター「ふれあい教室」】 登校しぶりや不登校の相談・通級(学校に行く代わりにふれあい教室へ通うこと)について、いなべ市や東員町の小学生・中学生、そのご家族、関係者がいつでも気軽に利用できる学校に準じた公的機関です。 ・「学校に行くのがつらい」という不安な気持ちや悩みに寄り添い、それを解決していくお手伝いをします。 ・気持ちを整理しながら、いきいきと生活できるようになるまでの居場所と時間を用意します。 ・相談内容については秘密を守ります。 学校の先生方やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどとも連携しています。 【相談内容】 登校しぶり、不登校の相談 【受付時間】 月曜日～金曜日 午前8時45分～午後4時30分(※祝日、年末年始を除く) 【問い合わせ】 いなべ・東員教育支援センター【ふれあい教室】 電話 0594-72-3523		

【事業名】 公立小・中学校転校手続き		
【実施主体】 いなべ市	住 所 担当部署等の名 電 話	三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地 学校教育課 0594-86-7844
【市の関係課等】 市民課		
【市の関与】 市が実施 補助 委託 なし その他()		
【事業の内容】 【転出の場合】 (1) 市民課で住民登録の転出手続き教育委員会で転校手続きをする。 (2) 学校に転退学することを届け出る。 (3) 学校で在学証明書、教科書給与証明書を受け取る。 【転入の場合】 (1) 市民課で住民登録の転入手続き教育委員会で転校の手続きをする。 (2) 学校へ前の学校で受け取った在学証明書、教科書給与証明書を届ける。 【市内転居の場合(学校区外の転居の場合)】 (1) 市民課で住民登録の手続き教育委員会で転校手続きをする。 (2) 転出する学校で転退学することを届け出る。 (3) 転出する学校で在学証明書、教科書給与証明書を受け取る。 (4) 転入する学校へ在学証明書、教科書給与証明書を届ける。 【市内転居の場合(学校区内の転居の場合)】 (1) 市民課で住民登録の手続きをする。 (2) 在籍する学校に転居することを届け出る。 【相談等受付時間】 月曜日～金曜日 午前8時40分～午後4時30分(※祝日、年末年始を除く) 【問い合わせ】 教育委員会 学校教育課 電話 0594-86-7844		

【事業名】 納税の猶予・納税相談		
【実施主体】 いなべ市	住 所 担当部署等の名 電 話	三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地 納税課 0594-86-7793
【市の関係課等】		
【市の関与】 市が実施 補助 委託 なし その他()		
【事業の内容】 納税課では、各諸事情により納期内に税を納めることができない場合につき、相談を受け付けています。 また、災害・病気・事業の休廃業などにより、市税を一時的に納付することが困難な場合に納税課に申請することにより、納税を猶予する制度があります。詳細について、納税課にお問い合わせください。 次の①～③全てに該当する場合、徴収の猶予を受けることができます。 ① 次のいずれかに該当する事実(申請者の責めに帰することができないやむを得ない理由により生じたものに限ります。以下、「猶予該当事実」といいます。)があることが条件となります。 (ア) 申請者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又盗難にあったとき。 (イ) 申請者又その者と生計を一にする親族が病気や負傷したとき。 (ウ) 申請者がその事業を休廃止したとき。 (エ) 申請者がその事業につき著しい損失を受けたとき。 (オ) 申請者に(ア)～(エ)に類する事実があったとき。 ② 猶予該当事実に基づき、申請者がその納付すべき市税を一時に納付することができないと認められること。 ③ 「徴収猶予申請書」がいなべ市(納税課)に提出されていること。 徴収の猶予以外にも既に市税の滞納があり、財産の換価(差し押さえた財産の中から市税を回収する手続き)を行うことにより事業の継続等を困難にする恐れがある場合等に換価を猶予する制度があります。 【問い合わせ】 総務部 納税課 電話 0594-86-7793		

【事業名】		
労働相談		
【実施主体】 三重県労働相談室	住 所	三重県津市栄町1丁目891 三重県労働者福祉会館
	担当部署等の名	三重県労働相談室
	電 話	059-213-8290
【市の関係課等】 商工観光課		
【市の関与】 市が実施 補助 委託 なし (その他)市としては、三重県労働相談室への 繋ぎ役を行っている)		
【事業の内容】 「賃金、残業代を支払ってもらえない。」「突然解雇を言い渡された。」など、労働者の方や事業主の方からのあらゆる労働問題に関する困りごとに専門の相談員がお答えします。 相談は無料で、秘密は厳守されます。 ※弁護士相談(予約制)も行っています。 【相談先】 三重県労働相談室 電話059-213-8290、または059-224-3110 相談に関する詳しい内容は、ホームページをご覧ください。 【問い合わせ】 農林商工部 商工観光課 電話 0594-86-7833		

【事業名】		
こころの相談		
【実施主体】 三重県こころの健康センター	住 所	三重県津市桜橋3-446-34
	担当部署等の名	三重県こころの健康センター
	電 話	0120-01-7823
【市の関係課等】 人権福祉課		
【市の関与】 市が実施 補助 委託 なし <u>その他</u> 市としては、こころの健康センターへの繋ぎ役を行っている)		
【事業の内容】 自殺予防・自死遺族 電話相談 【昼間の電話相談】 フリーダイヤル 0120-01-7823 (月曜日～金曜日 午後1時～午後4時 ※祝日・年末年始を除く) 【夜間・休日の電話相談】 ナビダイヤル 0570-064-556 (月曜日～金曜日 午後4時～午後12時、土日祝日・年末年始 午前9時～午後12時) 【問い合わせ】 福祉部 人権福祉課 電話 0594-86-7815		

【事業名】		
高齢者・介護に関する相談		
【実施主体】 いなべ市	住 所	三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地
	担当部署等の名	いなべ市地域包括支援センター
	電 話	0594-86-7818
【市の関係課等】 長寿福祉課・介護保険課		
【市の関与】 市が実施 補助 <u>委託</u> なし その他()		
【事業の内容】 地域包括支援センターは、高齢者の方が住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるよう、介護保険サービスをはじめ、さまざまなサービスが活用できるよう、総合相談等の業務を担っています。 例えば、介護は必要ないけどいつまでも元気でいたい、介護保険を使うにはどうしたらいいの？もしかして認知症？どこに相談したらいいかな？ など、不安や心配ごとがありましたらお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守されます。 【受付時間】 月曜日～金曜日 午前8時40分～午後4時30分(※祝日、年末年始を除く) 【相談方法】 電話 0594-86-7818 来庁 いなべ市北勢町阿下喜31番地 いなべ市役所 1階 【問い合わせ】 いなべ市地域包括支援センター 電話 0594-86-7818		

【事業名】		
生活保護制度		
【実施主体】 いなべ市	住 所	三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地
	担当部署等の名	生活支援課
	電 話	0594-86-7730
【市の関係課等】		
【市の関与】		
市が実施 補助 委託 なし その他()		
【事業の内容】 犯罪被害をはじめ、病気、けが、失業など様々な事情により、一時的または継続的に生活に困窮した方に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、一日も早い生活の立て直し(自立)を支援するため、世帯の状況に応じて生活扶助、住宅扶助、医療扶助などの各種扶助を行います。 【対象者】 様々な事情により生活に困窮し、資産や能力、利用できる制度などを活用してもなお、世帯の収入が国の定める最低生活費を下回る方 【要件】 生活保護の適用に当たっては、次の事項を原則として活用していただきます。 ・資産の活用 預貯金、生命保険、利用していない土地・建物などの資産がある場合は、原則として生活費に充てていただきます。 ・能力の活用 働くことが可能な方は、その能力に応じて就労していただきます。 ・他の制度の活用 損害賠償金、犯罪被害者等給付金、各種手当、年金、雇用保険など、利用できる社会保障制度等がある場合は、原則としてそれらを優先して活用していただきます。 【必要なもの】 ・生活保護申請書(窓口で配布しています。) ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど) ・世帯の収入や資産の状況が分かる書類(預貯金通帳、給与明細、年金証書、各種手当の受給証書など) ※必要書類は世帯の状況によって異なります。書類が揃っていない場合でも申請や相談は可能ですので、まずはご相談ください。 【問い合わせ】 福祉部 生活支援課 電話 0549-86-7730		

【事業名】		
空き家の紹介		
【実施主体】 いなべ市	住 所	三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地
	担当部署等の名	住宅課
	電 話	0594-86-7809
【市の関係課等】		
【市の関与】		
☒ 市が実施 ☐ 補助 ☐ 委託 ☐ なし ☐ その他()		
【事業の内容】 【制度の目的】 空き家・空き地を有効活用し、定住促進・住環境の向上を図ることで地域が活性化することを目指します。 【空き家・空き地バンクとは】 売却や賃貸を希望する空き家・空き地の所有者から申込を受けた情報をホームページなどで公開し、「空き家・空き地の所有者」と、市内で定住や交流などを目的として「空き家・空き地の購入や賃借を希望する方」を結びつける制度です。 【空き家・空き地の利用を希望される方へ(買いたい方・借りたい方)】 空き家・空き地を利用(購入・賃借)して、市内で定住や交流をお考えの方は利用登録が必要です。 【登録物件情報をご覧になりたい方へ】 現在登録されてる物件は、いなべ市ホームページをご覧ください。 【問い合わせ】 都市整備部 住宅課 電話 0594-86-7809		

いなべ市犯罪被害者等支援条例

令和2年9月23日
条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える社会の形成を図り、もって市民が安全に、安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等に対する支援をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、三重県その他の地方公共団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者をいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗(ひぼう)中傷、報道機関等による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調等の被害をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。
- (8) 事業者 犯罪被害者等を雇用している市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられるとともに、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害、二次被害及び再被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況に応じて、適切に途切れることなく推進されなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、必要な施策を総合的に推進しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等の就労の支援及び勤務に十分配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が早期に日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報を提供し、及び助言するとともに、関係機関等との連絡調整を図るものとする。

(精神的被害からの回復に向けた支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた精神的被害から早期に回復することができるよう必要な施策を実施するものとする。

(学校における教育の促進)

第9条 市は、学校と連携し、児童、生徒に対して犯罪被害者等の人権及び生命を尊重するための教育活動を実施するものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第10条 市は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な施策を実施するものとする。

(広報及び啓発)

第11条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏への配慮の重要性並びに二次被害の防止について、市民及び事業者の理解を深めるよう広報及び啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第12条 市は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、市の職員に対し犯罪被害者等支援に関する研修を実施するとともに、資質向上のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第13条 市は、個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等の個人情報を適切に管理するものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。